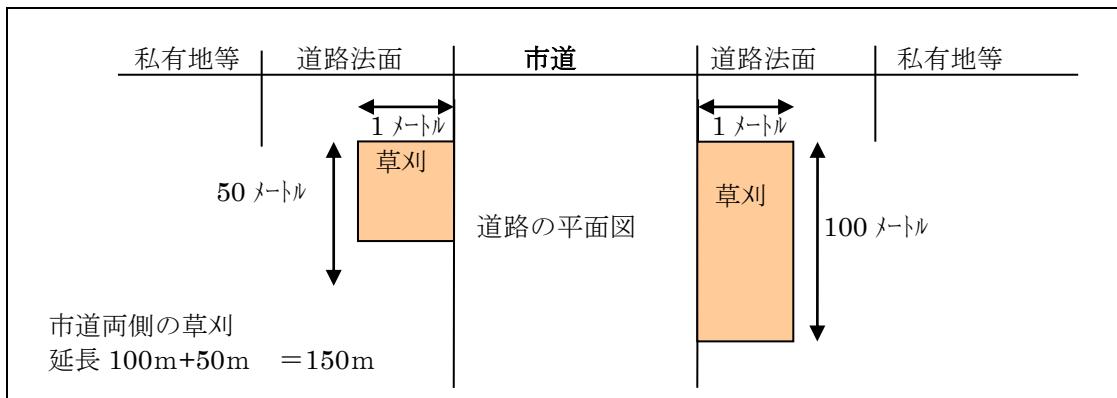


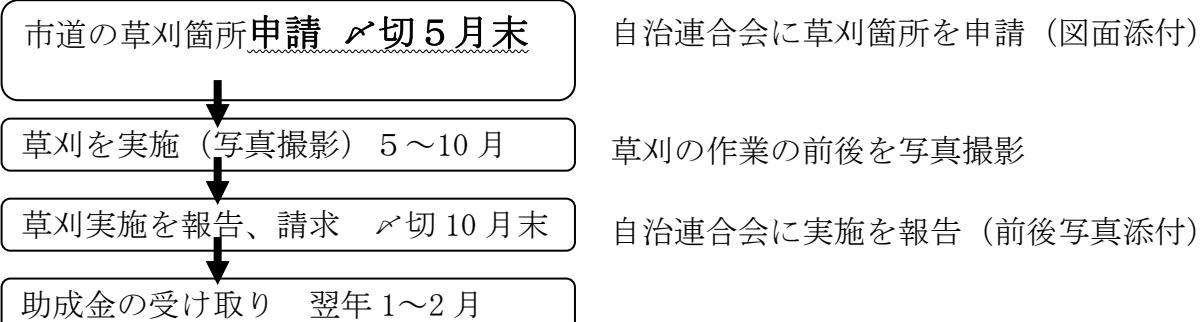
## 道路維持活動助成事業について（市道の草刈助成）

### 事業の概要

市と嘉川自治連合会が維持管理協定を結んだ市道について、自治会が日常の清掃とともに、年1回以上の草刈作業を実施した場合に受けとれる助成です。



### 事業実施の手順



### Q&A

Q 作業実施前・後の写真は何枚必要ですか？

A 実施前・後の写真を全景が写れば1箇所1枚で結構です。延長が長く全てが入りきらない場合は3箇所程度をお願いします。また、年に複数回実施された場合は、そのうち1回の写真で結構です。

Q 作業中に怪我をした場合はどうなりますか？

A 市が保険会社と契約している『社会貢献活動保険』が適用になります。  
保障額は、通院1日2,000円、入院1日3,000円です。  
(詳しくは自治会活動の手引きP14～P18をご覧ください。)

Q 他の補助金等で草刈を行っている箇所は該当しますか？

A 別の補助金や事業で草刈を行っている場合は対象外です。  
ただし、空缶拾い等の環境美化事業との重複は構いません。